

上里町自主防災組織活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における自主防災組織の活動の促進を図るため、防災活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 住民が地域の防災活動を行うため、町内の各行政区で自主的に組織された団体で、町長に届出があったものをいう。
- (2) 自主防災活動 自主防災組織が災害に備えて行う訓練や防災意識の高揚を図るための活動及び講演会や講習会への参加等をいう。
- (3) 世帯数 自主防災組織を構成する行政区の加入世帯数をいい、その年度の上里町行政区地区活動推進費交付金交付要綱第4条で定める世帯数をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象は、自主防災活動の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除くものとする。

- (1) 弁当代、酒類代及び飲食店への支払い
- (2) その他町長が補助金の目的に合わないとする経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自主防災組織の加入世帯数に100円を乗じて得た額に2万円を加えた額とし、5万円を限度とする。

(組織設置の届出)

第5条 自主防災組織を設置する場合には、その代表者が自主防災組織設置届出書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出るものとする。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災計画
- (3) 自主防災組織編成表

2 自主防災組織の代表者は、前項の届出の内容に変更があった場合は、速やかに自主防災組織変更届出書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申

請者」という。)は、自主防災組織活動費補助金交付申請書(様式第3号)に、自主防災組織年間活動計画を添えて町長に提出しなければならない。ただし、この申請は、1年度当たり1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定後、自主防災組織活動費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けたときは、自主防災組織活動費補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、自主防災組織活動費補助金実績報告書(様式第6号)に、自主防災活動の実施内容が確認できる書類(写真等)を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。